

建設現場に設置する「快適トイレ」に関する仕様書

1. 目 的

この仕様書は、本市発注の建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という）を設置し、建設現場における環境改善を図ることを目的とする。

2. 対象工事

川崎市まちづくり局が発注する営繕工事とし、建築、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれかを一括して発注する工事（含み工事）の場合は、主たる工事において設置するものとする。単独で電気設備、機械設備及び昇降機設備を発注し、他に関連工事がない場合も原則対象とする。

3. 内 容

受注者は、工事現場に作業員が使用する以下の（１）～（１３）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とし、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。（現場事務所のトイレで、快適トイレの仕様を満足し、現場の作業員が使用可能な場合であっても適用しない）

（１４）～（１９）については、推奨項目とする。

快適トイレは、男女別で各１基以上設置することを標準とする。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器（温水洗浄便座（以下、「温水便座」という）の設置）

温水便座の規格・仕様等は設置する洋式便器に適合するものとする。

快適トイレは洋式（洋風）とする。

あらかじめ製品として和式便器から洋式に変更するユニットが用意されており、ユニットを活用することで洋式便器として使用することが可能となるものなども対象とする。

なお、既存の和式便器の上に簡易な洋式便座を被せて洋式とする方法は原則認めない。

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

汚物を水で流す、もしくはし尿処理機能がついているなど衛生的にトイレを利用することができる機能を有すること。

（３）臭い逆流防止機能

トイレの臭気を気にせずに使用できるよう、臭い逆流防止機能を有していること。

簡易水洗の場合はし尿タンクから臭気が逆流しないよう、フラッパー機能等を有していること。

ただし、便器内に水（封水）が溜まっているなど臭気の逆流の懸念がない場合はフラッパー機能等を有しなくてもよい。

し尿処理機能を有するトイレは臭い逆流防止機能に該当する。必要に応じ、し尿タンク用防臭剤を活用して臭気対策を行う。

(4) 容易に開かない施錠機能

施錠していても容易に開いてしまうという不安感を持たれないよう、外側から容易に開かない施錠機能を有すること。

なお、緊急時には外から解錠出来る機能を有すること。

(5) 照明設備【室外を含む】

トイレを使用する際に照明を利用できる機能を有していること。

電源が確保できなくても照明を利用できるようにしておくこと。

電源が確保できる場合は電源を用いて照明を利用すること。

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

フルハーネスなどを掛けることができるフックまたは荷物の置ける棚を設置しておくこと。

フルハーネスなどの重さも考慮し、5kg 以上のものを掛けることができること。

(7) 窓、冷暖房設備（エアコン、床置き型器具※）等

窓については、トイレの構造上及び賃貸借契約上、取付・設置が可能な場合とする。

壁、天井等に固定する冷暖房設備等の設置についても同様とする。

なお、構造上、固定が可能な場合でも、床置き型器具の選択も可とする。

冷房及び暖房が一体でない設備、器具は工事期間中、気温の変化によりそれぞれ設置する。

※床置き型器具とは、冷風扇、ヒーター、ファンヒーター、扇風機、サーキュレーター、スポットクーラー等の移動可能で固定されていない設備機器をいう

(8) コンセント（2個口）

【付属品として備えるもの】

以下の項目は、必ずしもトイレメーカー等に求める機能ではなく、自ら購入し設置することで差支えない。

(9) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

女性用トイレは、その旨を周知するため、男女別の明確な表示をドア等に示すこと。

(10) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

入口に目隠しの設置や入口が目立たぬようトイレを配置する等の工夫をすること。

男女別にトイレを設置する場合は各々のトイレから双方のトイレの入り口が見えないよう工夫すること。

ハウス型トイレ等トイレの個室の扉の外側に別途扉があり、トイレの個室の入口が周囲から見えない場合は、改めて目隠しを設置しなくても良い。

(11) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

女性用トイレには必ずサニタリーボックスを設置すること。

(12)鏡と手洗器

手の衛生を保つことや身だしなみを整えることも、快適な作業環境には必要であることから、鏡と手洗器を設置すること。

なお、必ずしもトイレと一体となっている必要はない。

(13)便座除菌クリーナー等の衛生用品

備え付け以外の別途用意したもので差支えない。

ただし、衛生的に使用できるよう、便座除菌クリーナー等は床置き以外で、置台付トイレトーパーホルダー、壁付の棚や小物置き場等の衛生的な場所に設置すること。

【推奨する仕様、付属品】

トイレ環境がより快適になるものとして推奨する項目である。

(14)室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)

快適に利用できる広さを考慮したトイレとする。

(15)擬音装置(機能を含む)

仮設トイレの構造上、音漏れがし易いため。

(16)着替え台(フィッティングボード等)

トイレ内で着替えをする必要性に迫られ、また装備品を置く台としても活用。

着替えが可能な広さを有すること。

(17)臭気対策機能の多重化

臭気を気にせずにトイレを利用できる様、臭気対策機能(フラッパー機能やし尿タンク用防臭剤等)を複数有していること。

(18)自然換気(※1)、機械換気(※2)等による室内温度の調整が可能な設備等

特に夏は室温が高くなりやすいため、温度調整が可能な設備(窓、空調設備等)を有していること。

※1 自然換気とは、壁、扉等に設置するガラリをいう。

※2 機械換気とは、壁・点天井等に設置する換気扇や移動可能で固定されていない扇風機、サーキュレーター等をいう。

(19)小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)

トイレトーパーや掃除用具などを保管できるものを上記(6)の「衣類掛け等のフック、棚等」とは別に設けること。

現場の工夫で保管場所を設置することも可とする。

【快適トイレの手配が困難な場合の代替仮設トイレ】

市場において、快適トイレが十分流通していない場合や快適トイレの仕様を満足しない場合の「代替仮設トイレ」に求める機能は以下のとおりとする。

(1)洋式便器(温水便座の設置)

(2)窓、冷暖房設備、機械換気(※)

※取付、設置条件等については上記3.(7)及び(18)による。

(3)コンセント(2個口)

(4)快適トイレに準じて代替仮設トイレを設計変更の対象とする場合は、【快適トイレに求める機能】、【付属品として備えるもの】をトイレの構造上及び契約上可能な場合は、機能等を極力満足するものとし、【推奨する仕様、付属品】については、仕様を満足する様、努めるものとする(努力義務)。

数量は、現場作業員用のトイレとして、男女別で各1台以上の設置とし、現場事務所内に設置するトイレと兼用する場合は設計変更の対象としない。

4. 快適トイレ等(快適トイレ及び代替仮設トイレ)に要する費用

快適トイレ等に要する費用については、機能を満足する施設の設置が確認できた場合に設計変更の対象とし、発注時には計上しない。

受注者は、上記3の内容を満たす快適トイレ等であることを示す**快適トイレ等設置計画書(様式1)**を提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議する。

監督員は設置後速やかにトイレの仕様を確認する。

受注者は設計変更時において、**快適トイレ等実施報告書(様式2)**を提出するものとする。

【快適トイレ等に求める機能】(1)～(8)及び**【付属品として備えるもの】**(9)～(13)の費用については、従来品相当額(10,000 円／基・月)を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

【実際に設置した快適トイレの具体的な計上方法例】

①快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合(積算上の差額 60,000 円)

積算で計上する費用：57,000 円／基・月

②快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合(積算上の差額 30,000 円)

積算で計上する費用：30,000 円／基・月

③男女別一体型ハウス快適トイレ費用

100,000 円／基・月の場合(積算上の差額 90,000 円)

積算で計上する費用：90,000 円／基・月

④男女別一体型ハウス快適トイレ費用

200,000 円／基・月の場合(積算上の差額 190,000 円)

積算で計上する費用：114,000 円／基・月

なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置(工事)費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基／工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途

計上はしない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

冷暖房設備(エアコン、冷風扇、ファンヒーター等)及び機械換気(扇風機、サーキュレーター等)(以下、「冷暖房設備等」という)の費用は、賃貸借価格と買取価格(市場にて取引される廉価)との経済比較により決定すること。

【買取の場合の設計変更の対象額】

設計変更の対象とする費用は、温水便座(1基)、冷暖房設備等(複数可)の買取価格の上限額を各 40,000 円/基とし、最大 80,000 円(税込)とする。

5. 快適トイレの配慮事項について

- (1) 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。
- (2) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (3) 女性トイレは他のトイレや倉庫、休憩所等の建物と隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (4) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する。
- (5) 女性トイレのドアは、開放時に真正面とならない様、便座と直角の向きのドアとする。
- (6) 窓の大小により、利用者の影が窓に映り込まない様、スポットライト式照明を採用する等の工夫をする。
- (7) トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。
- (8) 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

6. その他

以下の場合は、監督員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

- (1) 快適トイレ等の手配が困難な場合
- (2) 学校等教育施設で児童・生徒等の通学・授業等の安全確保に影響を及ぼす場合
- (3) 施設を運営しながらの工事で衛生上不適切な場合
- (4) 近隣住民に対し、臭気等による悪影響を及ぼすおそれがある場合
- (5) 施設管理者等の要望により、現場内に設置することが不適當である場合
- (6) 上記(1)～(5)等により施設管理者等との協議の結果、敷地内の施設トイレが利用可能となった場合
- (7) 現場が狭隘で、快適トイレ等を設置することが困難かつ近傍に工事関係の事務所等がある場合
- (8) 工期が短い場合や気象条件等により冷暖房設備が工期内での使用(稼働)時間が想定されない場合で監督員と協議の上、対象外と判断された冷暖房設備等に係る費用(温水便座を除く)

7. 適 用

この仕様書は令和8年8月1日より適用する。

なお、設計年月が適用日以前の工事については、令和8年1月1日付「建設現場に設置する「快適トイレ」に関する仕様書」による。

【参 考】 ～建設現場の環境をより快適に～「快適トイレ」の仕様を満たす工夫事例集

（国土交通省大臣官房技術調査課 令和2年3月）

快適トイレの導入について（国土交通省大臣官房技術調査課 令和8年2月）